

秀吉の小田原城攻略に関する古文書について ：特に福井県丹生郡越廼村法雲寺の古文書を 中心に

坪内, 晋

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

54

(終了ページ / End Page)

57

(発行年 / Year)

1962-12

秀吉の小田原城攻略に関する古文書について

——特に福井県丹生郡越廼村

法雲寺の古文書を中心に——

坪 内 晋

一、法雲寺の古文書中、小田原城攻略に関係のあるもの

a、北条攻め下令の朱印状条と

一、北条事、近年蔑公儀、不能上洛、殊於關東、任雅意致狼籍条不及是非、然間去年可被加御誅罰處、駿河大納言家康卿、依為縁者、種々懇望候間、以条数被仰出候へば、御請申付而、被成御赦免、則美濃守罷上、御礼申上候事

一、先年家康被相定条数、家康表裏様に申上候間、美濃守被成御対面上へ、堺目等之儀被聞召届、有様可被仰付候間、家之良從差越口と被仰出之処、江雪指上訖、家康与北条国切之約諸儀如何と御尋候処其意趣へ甲斐信濃ノ中城城者、家康手柄

次第可被申付、上野之中へ北条可被申付由相定、甲信兩國へ則家康被申付候、上野沼田儀へ、北条不及自力、却而家康相違之様ニ申成、寄事於左右、北条出仕迷惑候旨申上候かと被思召、於其儀者、沼田可被下候、乍左上野のうち真田持米候知行三分二沼田城ニ相付、北条ニ可被下候、三分一へ真田ニ被仰付候条、其中ニ有之城へ真田可相拘由被仰定、右北条ニ被下候三分二之替地者、家康より真田ニ可相渡旨被成御究、北条上洛可仕との一札出し候者、則被差遣御上史、沼田可相渡与被仰出、江雪被遣下候事

一、当年極月上旬、氏政可致出仕之旨、御請之一札進上候、依之被差遣津田隼人正、富田左近将監、沼田被渡下候事

一、沼田要害請取候上へ、右之一札ニ相任、即可罷上と被思食候処、真田相拘候ぶぐるの城を取、表裏仕候上者、使者ニ

非可被成御対面儀候彼史雖可及生害助命口遣候事

一、秀吉若輩之時孤と成て信長公属幕下身を山野に捨、骨を海岸に碎、干戈を枕とし夜はに寝夙におきて、軍忠をつくし戦功をはげます、然而自中比蒙君恩、人に名をしらる、因茲西国征伐儀被仰付、対大敵争雌雄刻、明智日向守光秀、以無道之故、奉討信長公此注進を聞届、弥彼表押詰、任存分不移時日令上洛逆徒光秀伐頸報恩惠雪会稽、其後柴田修理亮勝家、信長公之厚恩を忘国家を乱し叛逆之条、是又令退治之訖、此外諸国叛者樹之、降者近之、無不属麾下者、就中秀吉一言之表裏不可在之、以此故相叶天命者哉、予既举登竜揚鷹之誉成塩梅則闕之臣関万機許、然処氏直背天道之正理、対帝都企奸謀、何不蒙天罰哉、古諺云、巧詭不如拙誠、所詮普天下逆勅命輩、早不可不加誅伐、来歳必携節旄令進発、可列氏直首事、不回踵者也

天正十七年十一月廿四日 (朱印)

北条左京大夫どのへ

史書の伝えるところによると、右と同一の通牒を徳川家康を介して北条氏直に手交せしめ宣戦布告としている。なお伊達家や真田家の古文書にも存するところからみると、この通牒が幾通か作られそれぞれの所に届けられたと思われる。法雲寺のものもその際の一通で、所々き損して文字の読み難いのは各大名に持ちまわったことを物語るのではあるまいか。現在ほぼ同文のものが『続

秀吉の小田原城攻略に関する古文書について(坪内)

群書類従』第六百九卷合戦部「北条記」一六に収められて一般に知られているところであるが、ここでは法雲寺に伝わるものによって記述する。

b、石田三成の書状

今度長々御在京不及是非候、御朱印之儀頂戴有度之由候、雖然来春北条為御成敗、至関東表御動座候而、於其表急度申調可遣候、可御心易候諸家中へ御書御朱印被成置候条、此節隨可被相届儀如斯候

十二月五日

三成花押

恐々謹言

年号は天正十七年であることは前後の關係で明かであるが、秀吉の通牒の日付が十一月二十四日であることと考合せるとき、当時の交通状況では無理である。即ち十一月二十四日以後に関東に下り諸家諸大名に届けてその後で三成に頼んだのではなくて、恐らく東下りの先に京都に上って石田と交渉しその確約を得てしかる後に出発したものと考えるのであるが、事実ははたして如何であるろうか。この点なお研究の余地があると思う。

c、太閤の制札

禁制

一、軍勢甲乙人等濫妨狼籍事

一、放火事

一、対地下人百姓非分之儀申懸事

右条々堅命停止詔、若於違犯之輩者、速可被処嚴科者也

天正十八年七月

日

(朱印)

七月五日氏直が秀吉に降参を申出てからしばらくは戦後の後始末や論功行賞などで取込んでいたことと思われる。この朱印の制札下賜もその後始末の一つで、日付が記入してないし、もう一つは宛名がない。これは朱印の制札を賜わらるべき者の概数だけ右筆の者が書いて朱印を捺したものを石田三成が前の約束により法雲寺へ届けたものである。太閤の朱印は北条攻めの通牒のものと同じである。かかる事からでも当時においては制札を賜わることが如何に貴重なことであったかを知るに足る一例ではあるまいか。また宣戦の通牒が汚れてき損しているのに対し、この制札は端正に保たれ現在は表装されて法藏内にかかげられている。

二、秀吉の北条攻めと法雲寺

法雲寺はもと下野国芳賀郡大内ノ庄高田にあって専修寺と号し真宗高田派の本寺であった。現存する「法雲寺系図抜粹」によれば、嘉禄二年（一二二六年）親鸞が関東布教の際の第一の弟子真仏が後継者となって法燈をつぎ、願智・専空など相継いでそれを承け実に関東におけ

る真宗原始教団の中心道場であった。降って第十世の真慧に至り、寛正六年（一四六五）その後妻の連れ子応真と共に伊勢一身田に移り、本願寺派の蓮如と対抗して東海・近畿・北陸に布教し現在の高田派専修寺となった。また一方、真慧は後柏原天皇の第二皇子常盤井宮を申請けて十一世の法嗣とし「喜雲院宮真智」と称して真慧らが伊勢移転後の関東の法燈を支配した。しかし当時の関東は戦乱の巷であり、殊に武田・上杉の抗争は布教に少なからず支障があったので、たまたま越前門徒の要請もあり朝倉義景の屋敷地寄進のこともあり、元龜年間（一五七〇—一五七二）に真智は越前国坂井郡熊坂（現在福井県金津町で蓮如の開いた吉崎に近い）の地に移り専修寺を建立した。しかし一身田側も熊坂に一字を建立し、専修寺と号した。こんな関係で熊坂の地も都合悪く、十四世の真教の時更に転じて丹生郡畠中に寺基を移し、寛永十一年より伊勢との間に本寺職争いが起り、江戸寺社奉行の裁決の結果は敗訴となり、真教は江州に流され寛文十二年以降は大谷派に帰属してその末寺となり、「高山法雲寺」と号して現在地に移ったと記している。

秀吉が小田原城攻略の最後通牒を發した日付は天正十七年（一五八九年）十一月で、真智の甥真能の代であったため度々往へんがあったことと思われる。そこで秀吉は

た。熊坂に移転後僅か十七・八年に過ぎないので関東との縁もいまだ厚く、信徒や大内庄の本寺巡行（僧行）のこの便を利用して関東の諸將に内々その協力を促したものと推察される。

「北条氏ハ太閤ノ御手ニ就カズ小田原ニ関ラズエテササエ申スニヨリ関東ノ諸大名へ北条攻メノ下令ノ朱印状届ケルコト依頼ニヨリ意ヲ決シテ命ヲ承ケ関八州ニソノ旨ヲ伝ヘテ帰り各大名御同心申ス由復命ス、太閤イタク御勘アリ、果シテ北条攻メハ所期ノ成果ヲ遂ゲ、太閤ハ朱印ヲ以テ制札ヲ賜フ。
天正十八年ノ下シ」〔法雲寺系図抜粋〕

これによれば真能が東下りの際、北条攻めの下令朱印状を依頼され、これを北条勢力下の関東に持ちまわり諸大名の同意を得るのに努力したものと思われる。けだし真智及び真能、またはその子孫がライバルとして常に脳裡に在ったものは伊勢一身田の専修寺であったろう。即ち後日おこるであろう本寺職争いの伏線的な対抗意識は既にこの頃から芽ばえていたことは熊坂での専修寺建立でもうかがうことができる。こんな意識状態の時、時の絶対権力者に依頼をうけるなどのことは緊張感を覚えることであり、また成功すれば光榮ですらあったにちがいない。さればこそ「意ヲ決シテ命ヲ承ケ」たのである。やがて小田原城攻略の成功後は、その代償として制札の

下賜を所望し、石田三成にあってせんの労を取る確約をさせたことは、「三成の書状」で察することができる。こうして天正十八年七月付の太閤朱印の制札が下賜されたのである。

三、むすび

数多い法雲寺の古文書中、宗教関係以外のもので最も豪華なものはこの北条攻めの朱印状である。それは長さ約二メートル、幅約四十糎、美濃紙四倍ほどの大きさの立派な高檀紙で、それに墨痕も鮮やかに認められている。こんな堂々たる宣戦布告文を突きつけられては如何に認識不足の北条方も肝が寒くなったことであろうし、使者によって届けられた諸大名も、雲が竜に従い、大風になびく草木のように協力せざるを得ない一種の圧力を感じたことであろう。また、秀吉もこの一戦に成功しなかったら天下統一の大業が完成しないわけであるから慎重だ。現存する法雲寺の朱印令状がその役目を果たすために持ち廻った中の一通と見て差支なからう。殊に太閤朱印が制札のものと全く同一である点からも真物と認めてよいと思うものである。

こうした意味から、私はさきにかかげた三通の古文書を「法雲寺における小田原城攻略に関する一連の古文書」として重んじたのである。

（福井県大野市立有終中学校勤務）